

障害者に対する「差別解消」の規定の考え方（案）

1 差別解消について規定する理由

障害や障害者への理解不足等により、障害者が障害を理由とした差別を受けたり、障害や個性等に応じた合理的配慮がなされないなど、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている現状を踏まえ、障害者に対する不利益な取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の必要性を条例において具体的に示すことは、共生社会の実現のためにも必要であるため。

2 他道府県の差別解消に関する規定分野

差別解消の規定分野	道府県名
福祉サービス分野	千葉県、京都府、熊本県、長崎県、鹿児島県、沖縄県 1 長崎県と沖縄県では、建物と交通機関で条文を分けている。 2 熊本県、長崎県、沖縄県では、情報の提供と情報の受領で条文を分けている。 3 北海道、岩手県、茨城県では、分野別の差別解消について規定していない。
医療分野	
商品又はサービス提供分野	
労働・雇用分野	
教育分野	
建物・公共交通機関等の移動分野	
不動産取引等の分野	
情報提供、障害者の意思表示の受領の分野	

3 山梨県障害者幸住条例に規定する差別解消の分野について